

仕 様 書

令和5年4月25日

この仕様書は、社会福祉法人恩賜財団済生会 松山老人保健施設にぎたつ苑（以下、「甲」という。）が、契約相手方（以下、「乙」という。）に発注する「空調設備改修工事」について適用する。

施工場所：松山老人保健施設にぎたつ苑 松山在宅生活復帰支援センター ハートフル済生会

住 所：〒791-8026 愛媛県松山市山西町997番地1

予定工期：令和5年10月～令和5年11月末予定（補助金公募要領に基づく）

事業概要：令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

（C 指定設備導入支援事業）を活用し、空調設備更新工事を行う。

最新型の設備を導入し省エネルギー化及び省コスト化を図ることを本事業の目的とする。

【仕 様】

<空調設備更新工事>

1. 対象範囲は平成15年設置機器を対象とし熱源やシステム方式は同等とする。必要箇所に応じてのみ室内機形状の変更は認める事とする。
2. 参考機器リストを参照とし現地確認を行う事。
3. 各種室外機には機器仕様に応じて高調波対策を行うこと。
4. 冷暖房機器は国内機器のメーカーを選定する事。
5. 冷暖房機器の機種選定は既存機器と同等能力以上かつ高効率機を選定する事。
6. 既存配管・配線は再利用可能なものは流用とし、新設は最小とする。
7. 配管の新設に伴う保温工事は本工事とする。
8. 仮設工事・天井解体復旧工事・揚重費など本工事に必要な付帯工事は全て本工事とする。
9. 天井壁解体復旧に伴う補修は部分補修とする。
10. 既設と新設の寸法差による開口部はワッドパネを使用しての閉鎖を可とする。
11. 法令に基づきフロンを回収し破壊処理を行うこと。
12. 法令に基づき石綿含有事前調査を行う事。
13. 既存室外機 RC 基礎は再利用を可能とする。

<電源設備工事>

1. 受変電設備及び幹線は再使用できるものとし、二次側電源配線は機外配線要領に基づき再使用を可とする。
2. ブレーカー交換は本工事とする。停電作業が発生の際は甲と協議する事。

<別途工事 >

1. 既存配管・ダクトの洗浄作業。
2. 仮設冷暖房設備
3. 中央監視設備
4. 警備費
5. 仕様書記載外項目一式

<保守メンテナンス契約>

1. 更新機器に対して1年間の瑕疵担保期間を設ける事。
2. 乙業者同社にて保守メンテナンス業務が可能である事

<補助金申請業務>

1. 本工事について、補助金申請業務及び、事業完了後の実績報告書等の作成業務は本契約に含むものとする。
2. 設備稼働後において、省エネルギーの実績報告書作成業務を含むものとする。

《共通項目》

1. 工事の期間中は利用者、入居者及び施設職員の施設利用及び安全に最大限の配慮をすること。
2. 本仕様書による再利用箇所（配管・配線）に異常が認められ再利用が困難と認められた場合は甲と協議する。
3. 工事中に必要とされる電力、水については甲が無償提供とする。
4. 工事に伴い昇降設備(EV)は使用できるものとする。
5. 工事は平日及び休日を利用しての工事とする。
6. 日曜日及び祝祭日の工事は事前に協議をし、可否を判断する。
7. 本事業は、経済産業省による補助金申請が契約の条件となる為、対応可能な設備等の選定を行うこと。また、乙はその際にエネルギー計算等、資料提出を求められた場合、甲の指示に従うものとする。

【諸法令等の遵守】

乙は、当該工事に関して以下の諸法令を遵守し、工事の円滑な進行を図るとともに、諸法令の運用、適用は乙の責任において行うこと。また、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約に関して、諸法令に照らし矛盾が判明した場合には直ちに甲と協議すること。

1. 建築基準法
2. 消防法
3. 労働安全衛生法及び同法令による政令、規則
4. 電気事業法及び同法令による政令、規則

5. 電気設備技術基準
6. 電気用品安全法
7. 日本工業規格 (JIS)
8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
9. フロン回収・破壊法
10. 建設工事にかかわる資材の再資源化等に関する法律
11. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
12. エネルギーの使用合理化等に関する法律
13. その他、関連する法規等

【仕様書の疑義】

本仕様書についての疑義が生じた場合は、質疑書にて提出すること。
質疑書受領後、甲より書面にて回答する。

【守秘義務】

乙は、業務上知りえた情報については機密保持に努め、第三者に漏らさぬこと。